

特別支援保育について

本町では、心身の発達等が気になるお子さま及び心身に障がいがあるお子さまや医療的ケアを必要とするお子さまを対象とした特別な配慮が必要な児童の保育（特別支援保育）を実施しています。児童の健全な社会性の成長及び発達を促すことを目的としています。

1. 対象となる児童

- 心身に障がいのあるお子さま
- 医療的ケアが必要なお子さま
※別途、医療的ケア実施申込書が必要
- その他、特別な配慮が必要なお子さま
- 集団保育に適しているお子さま



2. 特別支援保育の適否について(医療的ケア共通)

申し込みの段階ではお子さまが特別支援保育対象となるかどうかはわかりません。保護者の申込書、各関係機関からの意見等をもとに、お子さまの心身の状態や集団生活において特別な支援や配慮を必要とするかどうか審議し、総合的に判定する「町特別支援保育判定会議」にて決定します。与那原町特別支援保育判定会議は、教育や医療・福祉の分野等の専門職で構成された組織です。

3. 受付(申込み)期間・場所

- (1) 第1回特別支援保育判定会議（令和8年10月）
申込期間：令和8年9月1日～9月30日
書類配布・受付場所：子育て支援課、町内保育施設等

- (2) 第2回特別支援保育判定会議（令和8年12月）
申込期間：令和8年10月1日～11月30日
書類配布・受付場所：子育て支援課、町内保育施設等

4. 判定結果

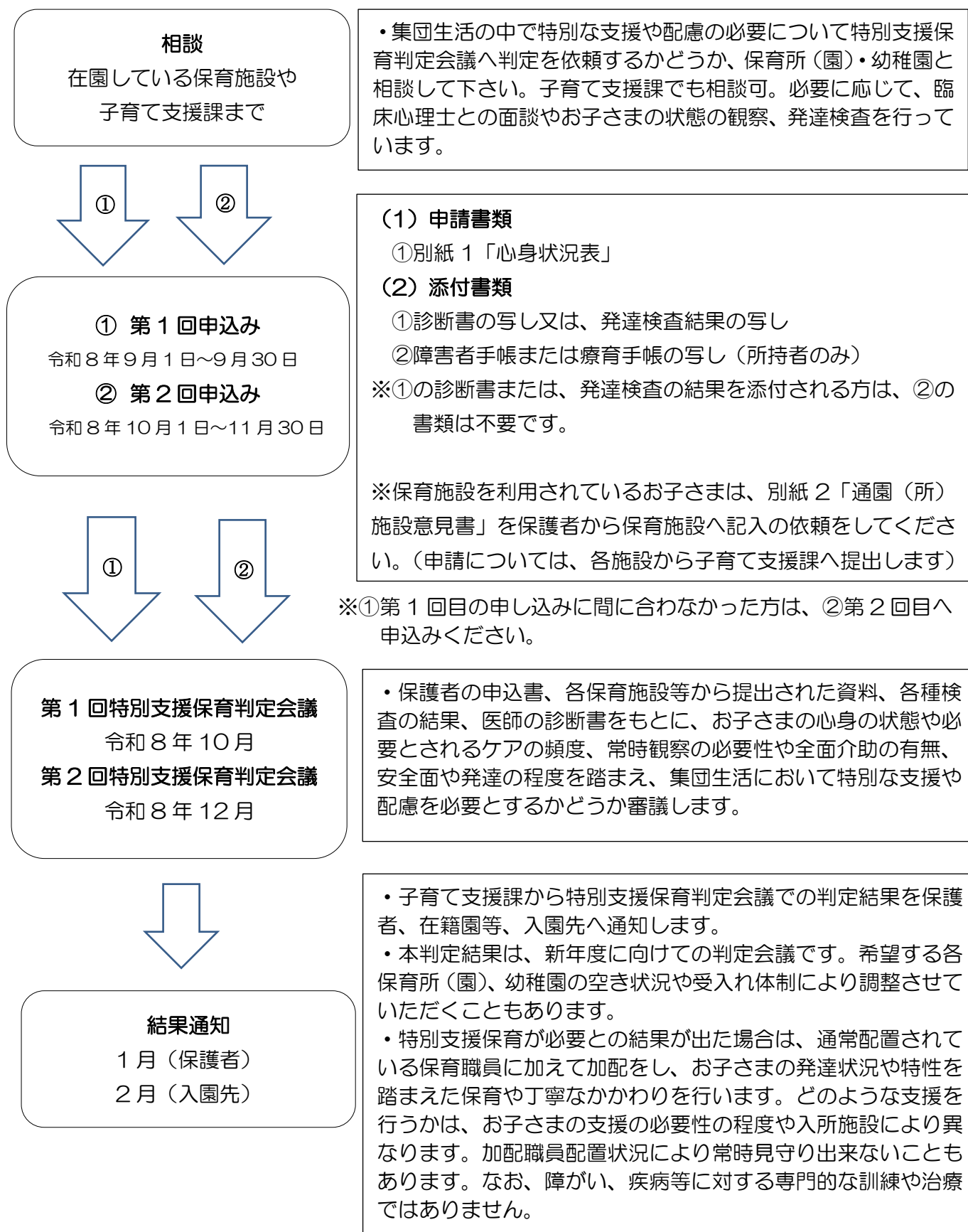
- *子育て支援課から特別支援保育判定会議での判定結果を通知します。（1月）
- *判定結果をご覧になり、保育所（園）・幼稚園とよく相談のうえ、保護者が最終判断を行います。希望者へは、子育て支援課においても相談を行っています。
- *本判定結果は、新年度（令和9年4月1日～）に向けての判定会議です。希望する各保育所（園）、幼稚園の空き状況や受入れ体制により調整させていただくこともあります。

【注意】特別支援保育判定会議の判定結果をもとに特別支援保育を行っていますので、上記のスケジュールに沿わない場合、新年度、特別支援保育を受けられない場合もあります。ただし、突発的な事故の後遺症や進行性の病気等により、お子さまの障害の状態に大きな変化があった場合は検討が可能です。

*裏面もご覧ください ⇒

5. 特別支援保育申込の流れ

特別支援保育判定会議は年に2回開催しております。希望される方は、1回目、2回目のどちらかへ申し込みをされてください。申込期間を過ぎると、令和9年4月1日入所（園）の支援対象になりません。



【与那原町役場 子育て支援課】
